

税率が変わる時期

	給与所得者	年金受給者	自営業者
個人住民税	平成19年6月から増税	平成19年6月から増税	平成19年6月から増税
所得税	平成19年1月から減税	平成19年2月から減税	平成20年2～3月の確定申告で減税

この税源移譲では、一般的に個人住民税が増え、その分所得税が減るために納税者の負担は変わらないようになっていきます。しかし、それぞれの税の課税時期が異なるために、左の図のように実際に税率が変更になる時期が異なりますのでご注意ください。

また、定率減税がなくなることや収入の増減などの別の要因により実際の税負担は変わることがあります。

税源移譲により
税率が変わる時期

その他のお知らせ

定率減税が廃止されます

個人住民税については、平成十八年度は七・五％相当額（限度額二万円）が減額されていましたが、平成十九年度からは廃止となります。

また、所得税についても、平成十九年分から廃止されます。

この定率減税の廃止で、個人住民税で最大二万円、所得税で最大十二万五千円の負担増になります。

調整控除について

個人住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。税源移譲によって個々の納税者の負担が変わらないように、人的控除の適用状況に応じて個人住民税を減額する措置がとられています。

■問い合わせ
総務部税務課（社庁舎）
☎ 43・0366

◇平成19年度 加東市税納期限一覧表◇

	H19 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H20 1月	2月	3月
個人住民税 （市民税・県民税）			1期 7/2		2期 8/31		3期 10/31		4期 12/25			
固定資産税 都市計画税		1期 5/31		2期 7/31		3期 10/1		4期 11/30				
国民健康保険税			1期 7/31	2期 8/31	3期 10/1	4期 10/31	5期 11/30	6期 12/25	7期 1/31	8期 2/29		

※忘れずに納期限内に納めましょう。
※納税には口座振替が便利です。

福祉タフシーの
利用券を交付します

市では、高齢の方や障害をお持ちの方が通院などでタクシーを利用されるときに、その費用の一部を助成する福祉タクシー事業を行っています。現在お持ちのタクシー券は六月末までの有効期限となっていますので七月以降も引き続きタクシー券の交付を希望される方は、七月二日（月）以降に再度申請してください。

■対象者
加東市に住民登録があり、市町村民税の所得割非課税世帯に属する方で、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳一・二級の方
- ② 療育手帳A判定の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳一級の方
- ④ 七十五歳以上の方

※昭和十五年一月二日以前に生まれた方は、前年の合計所得が百二十五万円以下の場合には所得割非課税と見なします。

■受付期間
七月二日（月）から随時

■交付枚数
申請月から一か月あたり二枚

■助成額
一乗車につき六百三十円（下回る場合は相当額）

■申請窓口
各庁舎窓口センター

■問い合わせ
福祉部社会福祉課（社庁舎）
☎ 43・0409

国から地方への税源移譲により

平成19年度から個人住民税が変わります

～このたびお送りする課税通知から新しい制度が適用されます～

市では、六月十八日（月）に平成十九年度の個人住民税（市民税・県民税）の課税通知書を発送する予定です。

本年一月号の広報で詳しくお知らせしたとおり、今年度は、国から地方への税源移譲による税率改正により、個人住民税が増える場合がありますが、所得税を含めた税負担は基本的には変わりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、この個人住民税の第一期の納期限は七月二日（月）となっています。



下の表のように個人住民税と所得税を合わせた納税者の負担額は基本的に変わりません。

地方分権を進めていく「三位一体改革」の一環として、国から地方へ税源を移すために、平成十九年度個人住民税と平成十九年分所得税の間で税源移譲が行われます。

この改革で地方（市）は必要な財源を直接確保できるようになり、住民のみなさまにとって本当に必要な行政サービスを自治体自らの責任で効率的に行えるようになります。

◇移譲前（平成18年度まで）					◇移譲後（平成19年度から）			
住民税課税所得	住民税率（A）	所得税課税所得	所得税率（B）	負担率 A+B	課税所得	住民税率（C）	所得税率（D）	負担率 C+D
200万円以下	5%			15%	195万円以下		5%	15%
200万円超 700万円以下	10%	330万円以下	10%	20%	195万円超 330万円以下	10%	10%	20%
		330万円超 900万円以下	20%	30%	330万円超 695万円以下		20%	30%
700万円超	13%			33%	695万円超 900万円以下		23%	33%
		900万円超 1800万円以下	30%	43%	900万円超 1800万円以下		33%	43%
		1800万円超	37%	50%	1800万円超		40%	50%

納税者の負担は変わりません。

税源移譲による住民税のみの税額の変動の目安

課税所得（所得額－控除額）	移譲後の住民税（所得割）の税額
200万円以下	税源移譲前の税額の約2倍程度
200万円を超え700万円以下	税源移譲前の税額に約10万円を加算した程度
700万円を超える場合	税源移譲前の税額に最大10万円を加算した額

注）移譲後の税額は目安ですので、個々の条件により変動します。

※課税所得とは？・・・給与や事業収入などの「収入」から給与所得控除や事業の経費を差し引いたものが「所得」と呼ばれるものです。この「所得」から基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を差し引いた残りの金額を「課税所得」といいます。